

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年1月20日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第120号

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則

京都市南部区画整理事務所規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町36番地の1」を「京都市伏見区下鳥羽但馬町134番地」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月21日から施行する。

(総務局総務部文書課)